意見書案第 1 号

生涯を通じた歯科健診の実現について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 6 年 3 月18日提出

生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では、乳幼児に対する母子保健法に基づく歯科健診や小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対する学校保健安全法に基づく歯科健診等は実施が義務づけられているものの、40歳、50歳、60歳、70歳の者に対する健康増進法に基づく歯周疾患検診や、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者歯科健診などは、義務づけがされておらず、成人期以降の受診体制は十分とは言えない状況にある。

近年、歯と口腔の健康は、生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康を保持・ 増進するための重要な要素であることが明らかとなっており、人生100年時代を 迎える中で、健康寿命を延ばすためには、歯と口腔の健康維持が極めて重要であり、 そのためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診の確保が必要で ある。

こうした中、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)の具体的な検討」を行うことが、初めて盛り込まれたことにより、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待される。よって、国においては、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の改正などにより、生涯を通じた歯科健診の法制化を早期に進めるとともに、次の事項について措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 いわゆる国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。
- 2 いわゆる国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講じること。
- 3 いわゆる国民皆歯科健診の実施と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づく り及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨 を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のため、ひいては、全身の健康 につながるよう、総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 6 年 3 月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)